

第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 戸籍簿（第六条—第十二条の二）
第三章 戸籍の記載（第十三条—第二十四条）
第四章 届出
第一節 通則（第二十五条—第四十八条）
第二節 出生（第四十九条—第五十九条）
第三節 認知（第六十条—第六十五条）
第四節 養子縁組（第六十六条—第六十九条の二）
第五節 養子離縁（第七十条—第七十三条の二）
第六節 婚姻（第七十四条—第七十五条の二）
第七節 離婚（第七十六条—第七十七条の二）
第八節 親権及び未成年者の後見（第七十八条—第八十五条）
第九節 死亡及び失踪（第八十六条—第九十条）
第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了（第九十五条—第九十六条）
第十一節 推定相続人の廃除（第九十七条）
第十二節 入籍（第九十八条・第九十九条）
第十三節 分籍（第一百条・第一百一条）
第十四節 国籍の得喪（第一百二条—第一百六条）
第十五節 氏名の変更（第一百七条・第一百七条の二）
第十五節の二 氏名の振り仮名の変更（第一百七条の三・第一百七条の四）
第十六節 転籍及び就籍（第一百八条—第一百十一条）
第五章 戸籍の訂正（第一百十三条—第一百七十五条）
第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第一百十八条—第一百二十一条の三）
第七章 不服申立て（第一百二十二条—第一百二十二条）
第八章 雜則（第一百二十六条—第一百三十二条）
第九章 嘲則（第一百三十二条—第一百四十条）
附則

**第一章 総則**

**第一条** 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。

前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六百一十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第二条** 市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に関する戸籍事件については、その職務を行うことができない。

**第三条** 法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができ

きは、その者及びこれと氏を同じくする子、娘に、これを編製する。

**第七条** 戸籍は、これをつづつて帳簿とする。

**第八条** 戸籍は、正本と副本を設ける。

正本は、これを市役所又は町村役場に備え  
副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はこの支局がこれを保存する。

**第九条** 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれられた後も、同様である。

**第十条** 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正され

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士

市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告書を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができます。

第一項の請求をしようとする者は、郵便その場合におけるその者を除く。」を含む。) 又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

市町村長は、前項の請求が不當な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

(弁理士法人を含む。次項において同じ。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをし

取扱いに関する照会を受けたときはその他の前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届事件の本人その他の関係者に対し、質問をし又は必要な書類の提出を求めることができる。  
戸籍事務については、地方自治法第二百四十五条の四 第二百四十五条の七第二項第一号、第三項及び第四項、第二百四十五条の八第十二

**第十条の二** 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付を請求することができる。  
（一）戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。  
（二）戸籍謄本等の交付の請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

なければならぬ。第一項及び前項の規定にかかるわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するに必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、

項及び第十三項並びに第二百四十五条の九第一項第一号、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

**第四条** この法律中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

二　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するため戸籍の記載事項を確認する必要がある場合、権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利行使し、又は当該義務を履行するため戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を

その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人

## 第五条 削除

### 第二章 戶籍簿

三 必要とする理由 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事

争  
については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十

**第六条** 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める  
一の夫婦及び二れど氏を司<sup>スル</sup>する子<sup>一二三</sup>、

項目を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利

六号）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理

この元嫁がでこ板の母を同じくして生んでいた。これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶

請事項の利用の目的及び不満並びにその利用を必要とする事由

二　司法書士にあつては、司法書士法（昭和二  
三〇第三条の二第一項各号に規定して行  
業務を除く。）

偶者がない者について新たに戸籍を編製する

体の機関は、法令の定める事務を遂行するため

十五年法律第百九十七号) 第三条第一項第三

号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）

三 土地家屋調査士については、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士にあつては、税理士法（昭和二十一年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に關する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁護士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

第一項及び第三項の規定にかかわらず、弁護士は、刑事に関する事件における弁護人としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び觀察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法（昭和二十一年法律第二百九十九号）第十四条第二項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務

人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するためには、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。

**第十条の三** 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

前項の場合において、現に請求の任に当たつている者が、当該請求をする者（前条第二項の請求にあつては、当該請求の任に当たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。）の代理人であるときは、当該請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

**第十条の四** 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるとときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

**第十一条** 戸籍簿の全部又は一部が、滅失したとき、又は滅失のおそれがあるときは、法務大臣は、その再製又は補完について必要な処分を指示する。この場合において、滅失したものであるときは、その旨を告示しなければならない。

**第十二条の二** 虚偽の届出等（届出、報告、申請、請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌提出等）若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤によつて記載がされ、かつ、その記載に

つき第二十四条第一項、第一百十三条、第一百四十二条の規定によつて訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。次項において同じ。）から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によつて記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、前項本文と同様とする。

**第十二条** 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。

第九条、第十一条及び前条の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍について準用する。

**第十三条** 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人にについて、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名

二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」といいう。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）

三 出生の年月日

四 戸籍に入つた原因及び年月日

五 実父母の氏名及び実父母との続柄

六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄

七 夫婦については、夫又は妻である旨

八 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示

九 その他法務省令で定める事項

前項第一号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。

氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

第十四条 氏名を記載するには、左の順序によること。

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻

第二 配偶者

第三 子

子の間では、出生の前後による。

戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第十五条 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第十六条 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第十七条 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

第十八条 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

養子は、養親の戸籍に入る。

第十九条 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

前項の規定は、民法第七百五十一條第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十九條第四項の規定によつて從前の氏に復する場合にこれを準用する。

民法第七百六十七條第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十二条において準用する場合

を含む。) 又は同法第八百六十六条第二項(同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚若しくは婚姻の取消し又は離縁若しくは縁組の取消しの際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないとき、又はその者を筆頭に記載した戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

**第二十条** 前二条の規定によつて他の戸籍に入るべき者に配偶者があるときは、前二条の規定にかかわらず、その夫婦について新戸籍を編製する。

**第二十一条** 第六十八条の二の規定によつて、その届出をした者が他にあるときは、その夫婦について新戸籍を編製する。

**第二十二条** 父又は母の戸籍に入る者を除く外、戸籍に記載がない者についてあらたに戸籍の記載をすべきときは、新戸籍を編製する。

**第二十三条** 第十六条乃至第二十二条の規定によつて、戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る事ができる。但し、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、この限りでない。

分籍の届出があつたときは、新戸籍を編製する。

踪の宣告を受け、又は国籍を失つた者も、同様である。

**第二十四条** 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遗漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、同項の許可を要しない。

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遗漏があることを知つたときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。

**第二十五条** 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出入の所在地でこれをしなければならない。

**第二十六条** 本籍が明かでない者又は本籍がない者について、届出があつた後に、その者の本籍が明かになつたとき、又はその者が本籍を有するに至つたときは、届出人又は届出事件の本人は、その事實を知つた日から十日以内に、届出事件を表示して、届出を受理した市町村長にその旨を届け出なければならない。

**第二十七条** 届出は、書面又は口頭でこれをすることができる。

**第二十七条の二** 市町村長は、届出によつて効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出（以下この条において「縁組等の届出」という。）が市役所又は町村役場に出頭した者によつてされる場合には、当該出頭した者に対し、法務省令で定めるところにより、当該出頭した者が届出事件の本人（認知があつては認知

する者、民法第七百九十七条第一項に規定する縁組にあつては養親となる者及び養子となる者の法定代理人、同法第八百十一条第二項に規定する離縁にあつては養親及び養子の法定代理人となるべき者とする。次項及び第三項において同じ。)であるかどうかの確認をするため、当該出頭した者を特定するために必要な氏名その他他の法務省令で定める事項を示す運転免許証その他の資料の提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

市町村長は、縁組等の届出があつた場合において、届出事件の本人のうちに、前項の規定による措置によつては市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを確認することができない者があるときは、当該縁組等の届出を受理した後遅滞なく、その者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出を受理したことを通知しなければならない。

何人も、その本籍地の市町村長に対し、あらかじめ、法務省令で定める方法により、自らを届出事件の本人とする縁組等の届出がされた場合であつても、自らが市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができないとときは、当該縁組等の届出を受理しないよう申し出ることができる。

市町村長は、前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができなかつたときは、当該縁組等の届出を受理することができない。

市町村長は、前項の規定により縁組等の届出を受理することができなかつた場合は、遅滞なく、第三項の規定による申出をした者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出があつたことを通知しなければならない。

**第二十七条の三** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又是必要な書類の提出を求めることができる。

一 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていらないとき。

二 その他戸籍の記載のために必要があるとき。

**第二十九条** 届書には、次に掲げる事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。  
前項の場合には、その事件の届出は、当該様式によつてこれをしなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一 届出事件  
二 届出の年月日  
三 届出人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示  
四 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名  
五 届出人と届出事件の本人とが異なるときは、届出事件の本人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示並びに届出人の資格

**第三十条** 届出事件によつて、届出人又は届出事件の本人が他の戸籍に入るときは、その戸籍の表示を、その者が従前の戸籍から除かれるべきときは、従前の戸籍の表示を、その者について新戸籍を編製すべきときは、その旨、新戸籍編製の原因及び新本籍を、届書に記載しなければならない。

届出事件によつて、届出人若しくは届出事件の本人でない者が他の戸籍に入り、又はその者について新戸籍を編製すべきときは、届書にその者の氏名、出生の年月日及び住所を記載する外、その者が他の戸籍に入るか又はその者について新戸籍を編製するかの区別に従つて、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

届出人でない者について新戸籍を編製すべきときは、その者の従前の本籍と同一の場所を新本籍と定めたものとみなす。

**第三十一条** 届出をするべき者が未成年者又は成年被後見人であるときは、親権を行う者又は後見人を届出義務者とする。ただし、未成年者又は成年被後見人が届出をすることを妨げない。

親権を行ふ者は後見人が届出をする場合には、届書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出をするべき者の氏名、出生の年月日及び本籍  
二 行為能力の制限の原因  
三 届出人が親権を行ふ者又は後見人である旨定代理人の同意を得ないですることができる行為については、未成年者又は成年被後見人が、これを届け出なければならない。

**第三十三条** 証人を必要とする事件の届出について  
　　では、証人は、届書に出生の年月日、住所及び  
　　本籍を記載して署名しなければならない。  
**第三十四条** 届書に記載すべき事項であつて、存  
　　しないもの又は知れないものがあるときは、そ  
　　の旨を記載しなければならない。  
**第三十五条** 届書には、この法律その他の法令に  
　　定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を  
　　記載する必要であるものは、これを記載し  
　　なければならない。  
**第三十六条** 二箇所以上の市役所又は町村役場で  
　　戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村  
　　役場の数と同数の届書を提出しなければならな  
　　い。  
　　本籍地外で届出をするときは、前項の規定に  
　　よるもの之外、なお、一通の届書を提出しなけ  
　　ればならない。  
　　前二項の場合に、相当と認めるときは、市町  
　　村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代え  
　　ることができる。

**第三十七条** 口頭で届出をするには、届出人は、  
　　市役所又は町村役場に出頭し、届書に記載すべ  
　　き事項を陳述しなければならない。  
　　市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の  
　　年月日を記載して、これを届出人に読み聞か  
　　せ、かつ、届出人に、その書面に署名させなけ  
　　ればならない。

届出人が疾病その他の事故によつて出頭する  
　　ことができないときは、代理人によつて届出を  
　　することができる。ただし、第六十条、第六十  
　　一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から  
　　第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の  
　　届出については、この限りでない。

**第三十八条** 届出事件について父母その他の者の  
　　同意又は承諾を必要とするときは、届書にその  
　　同意又は承諾を証する書面を添付しなければな  
　　らない。ただし、同意又は承諾をした者に、届  
　　書にその旨を付記させて、署名させるだけで足  
　　りる。

届出事件について裁判又は官庁の許可を必要  
　　とするときは、届書に裁判所の書記官が  
　　内容を記載した書面であつて裁判所の書記官が  
　　当該書面の内容が当該裁判の内容と同一である  
　　ことを証明したもの又は許可書の謄本を添付し  
　　なければならない。

**第三十九条** 届書に関する規定は、第三十七条第  
　　二項及び前条第一項の書面にこれを準用する。  
**第四十条** 外国に在る日本人は、この法律の規定  
　　に従つて、その国に駐在する日本の大使、公使  
　　又は領事に届出をすることができる。  
**第四十一条** 外国に在る日本人が、その國の方式  
　　に従つて、届出事件に関する証書を作らせたと  
　　きは、三箇月以内にその国に駐在する日本の大  
　　使、公使又は領事にその証書の謄本を提出しな  
　　ければならない。

**第四十二条** 大使、公使又は領事は、前二条の規  
　　定によつて書類を受理したときは、遅滞なく、  
　　外務大臣を経由してこれを本人の本籍地の市町  
　　村長に送付しなければならない。  
**第四十三条** 届出期間は、届出事件発生の日から  
　　これを起算する。

**第四十四条** 市町村長は、届出を怠つた者がある  
　　ことを知つたときは、相当の期間を定めて、届  
　　出義務者に対し、その期間内に届出をすべき旨  
　　を催告しなければならない。  
**第四十五条** 市町村長は、更に相当の期間を定め  
　　たときは、市町村長は、催告をすることができる。  
　　前二項の催告をすることができないとき、又  
　　は催告をしても届出がないときは、市町村長  
　　は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載  
　　をすることができる。

**第四十六条** 第二十四条第四項の規定は、裁判所その他の  
　　官庁、検察官又は吏員がその職務上届出を怠つ  
　　た者があることを知つた場合にこれを準用す  
　　る。

**第四十七条** 市町村長は、届出を受理した場合  
　　に、届書に不備があるため戸籍の記載をするこ  
　　とができないときは、届出人に、その追完をさ  
　　せなければならない。この場合には、前条の規  
　　定を準用する。

**第五十二条** 婴出子出生の届出は、父又は母がこ  
　　れをし、子の出生前に父母が離婚をした場合に  
　　は、母がこれをしなければならない。  
**第五十三条** 婴出子否認の訴を提起したときであ  
　　つても、出生の届出をしなければならない。  
**第五十四条** 民法第七百七十三條の規定によつて  
　　裁判所が父を定むべきときは、出生の届出は、  
　　母がこれをしなければならない。この場合に  
　　は、届書に、父が未定である事由を記載しなけ  
　　ればならない。第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項  
　　の場合にこれを準用する。

**第五十五条** 航海中に出生があつたときは、船長  
　　は、二十四時間以内に、第四十九条第二項に掲  
　　げる事項を航海日誌に記載して、署名しなけれ  
　　ばならない。

**第五十六条** 船舶が外国の港に到着したときは、船長は、  
　　遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその國  
　　に駐在する日本の大使、公使又は領事に送付  
　　し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣  
　　を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しな  
　　ければならない。

**第五十七条** 病院、刑事施設その他の公設所で出  
　　生があつた場合は、父母が共に届出をすること  
　　ができないときは、公設所の長又は管理人が、  
　　届出をしなければならない。

**第五十八条** 嬉児を発見した者又は棄児発見の申  
　　告を受けた警察官は、二十四時間以内にその旨  
　　を市町村長に申し出なければならぬ。

**第五十九条** 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏  
　　名及び氏名の振り仮名を付け、本籍を定め、か

法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六

項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第  
　　九項に規定する特定信書便事業者による同条第  
　　二項に規定する信書便によつて発送した届書に  
　　ついては、当該届出人の死亡後であつても、こ  
　　れを受理しなければならない。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、  
　　届出人の死亡の時に届出があつたものとみ  
　　なす。

第一 同居者  
　　前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二 出産に立ち会つた医師、助産師又はその他  
　　の者  
　　第一項又は第二項の規定によつて届出をすべ  
　　き者が届出をできることができない場合には、そ  
　　の者以外の法定代理人も、届出をすることがで  
　　きる。

第三 婴出でない子の出生の届出は、母がこれをし  
　　なければならない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第六 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第七 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第八 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第九 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十一 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十二 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十三 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十四 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十五 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十六 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十七 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十八 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第十九 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十一 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十二 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十三 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十四 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十五 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十六 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十七 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十八 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第二十九 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十一 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十二 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十三 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十四 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十五 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十六 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十七 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十八 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第三十九 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十一 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十二 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十三 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十四 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十五 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十六 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十七 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十八 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第四十九 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十一 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十二 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十三 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十四 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十五 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十六 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十七 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十八 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第五十九 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第六十 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は、そ  
　　の順序に従つて、届出をしなければならない。

第六十一 婴出の届出は、母がこれをしなければなら  
　　ない。

前二項の規定によつて届出をすべき者が届出  
　　をすることができない場合には、左の者は





第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く。）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。

**第一百七条の二** 正当な事由によつて名を変更しようとするとする者は、名及び名の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の振り仮名を届け出なければならない。

#### 第十五節の二 氏名の振り仮名の変更

**第一百七条の三** やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするとときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

#### 第一百七条の四

正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

#### 第十六節 転籍及び就籍

**第一百八条** 転籍をしようとするときは、新本籍を届書に記載して、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者が、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に転籍をする場合には、戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。

**第一百九条** 転籍の届出は、転籍地でこれをすることができる。

**第一百十条** 本籍を有しない者は、家庭裁判所の許可を得て、許可の日から十日以内に就籍の届出をしなければならない。

届書には、第十三条第一項に掲げる事項のほか、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

**第一百十一条** 前条の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを届書に添付しなければならない。

**第一百十二条** 就籍の届出は、就籍地でこれをすることができる。

#### 第五章 戸籍の訂正

**第一百十三条** 戸籍の記載が法律上許されないものであることを発見した場合には、利害関係人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

#### 第一百十四条 届出によつて効力を生ずべき行為

（第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の規定によりする届出に係る行為を除く。）について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

#### 第一百十五条 前二条の許可の裁判があつたときは

一箇月以内に、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

**第一百十六条** 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴えを提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

**第一百十七条** 第二十五条第一項、第二十七条规定により戸籍の訂正を申請する場合は、第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。

**第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等**

**第一百八条** 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令で定めるところにより戸籍事務を電子情報処理組織（法務大臣の使用に係る電子計算機（磁気ディスク）（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）及び出入力装置を含む。以下同じ。）と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（以下同じ。）によつて取り扱うものとす。ただし、電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍としては、この限りでない。

前項の規定による指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。

#### 第一百十九条 前条第一項の場合においては、戸籍

は、磁気ディスクに記録し、これをもつて調製する。

前項の場合においては、磁気ディスクをもつて調製された戸籍を蓄積して戸籍簿とし、磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍を蓄積して除籍簿とする。

**第一百九条の二** 前条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本は、第八条第二項の規定にかかるわらず、法務大臣が保存する。

**第一百十条** 第百九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることがで

きる。

戸籍証明書又は除籍証明書は、第一百条第二項及び第一百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。

**第一百二十条の二** 第百九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。

一 第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求 指定市町村長（第百八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者

二 第十条の二第二項（第十二条の二において準用する場合を含む。次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求 指定市町村の機関がするものに限る。） 当該市町村の長（指定市町

てするものに限る。）については、同条第三項

及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たつてゐる者」とあり、及び「当該請求の任に当たつてゐる者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

**第一百二十条の三** 前条第一項の規定によりする第十条第一項の請求又は前条第一項の規定によりする第十条の二第二項の請求（法務省令で定めた事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）は、戸籍電子証明書（第百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいふ。以下同じ。）又は除籍電子証明書（第百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてもすることができる。

前項の規定によりする第十条第一項又は第十条の二第二項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるよう付される符号）を付される

符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるよう付される符号）であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を發行するものとする。

指定市町村長は、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等その他の法務省令で定める者をいう。）から、法務省令で定めるところにより、

前項の規定により発行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求められたときは、法務省令で定める

ところにより、当該戸籍電子証明書提供用識別符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書を提供するものとする。

（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対し前項の規定によりする第十条第一項の請求

第一項の規定によりする第十一条第一項及び第十二条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対するものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たつている者」とあり、及び「当該請求の任に当たつている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

**第一百二十条の四** 指定市町村長は、この法律の規定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法務省令で定めるもの（以下この項において「届書等」という。）を受理した場合には、法務省令で定めるところにより、当該届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）を作成し、これを電子情報処理組織を使用して、法務大臣に提供するものとする。

前項の規定により届書等情報の提供を受けた法務大臣は、これを磁気ディスクに記録するものとする。

**第一百二十条の五** 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合において、届出又は申請を受理した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受理した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下この項において「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は、戸籍記載指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第百一十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とする。

本籍地外で届出又は申請をする場合（二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。）であつて、届出又は申請を受理した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とする。

（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**第一百二十条の六** 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

第十条第三項及び第十条の三の規定は、前項の場合に準用する。

**第一百二十条の七** 第百条第二項の規定は、第一百九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

**第一百二十条の八** 第百八条第二項の規定は、第一百十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び転籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

**第一百二十二条** 法務大臣及び指定市町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保することその他必要な措置を講じなければならぬ。

**第一百二十三条の二** 電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に従事する者は從事していた者は、その業務に關して知り得た該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

**第一百二十三条の三** 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二十一条）第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、前項の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができます。

**第七章 不服申立て**

**第一百二十二条** 戸籍事件（第一百二十四条に規定する請求に係るものを除く。）について、市町村

**第一百二十四条** 戸籍事件（次条に規定する請求に係るものを除く。）に関する市町村長の処分又はその不作為については、審査請求をすることができる。

**第一百二十三条** 戸籍事件（次条に規定する請求に係るものを除く。）に関する市町村長の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

**第一百二十五条** 削除

**第八章 雜則**

**第一百二十六条** 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために、戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要な限度において、これら的情報を提供することができる。

**第一百二十七条** 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

**第一百二十八条** 戸籍及び除かれた戸籍の副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

**第一百二十九条** 戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

**第三十条** 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請の規定期限は、適用しない。

地については、第四章及び第五章の規定にかかる  
わらず、法務省令で定めるところによる。

第四十七条の規定は、情報通信技術を活用し  
た行政の推進等に関する法律第六条第一項の規  
定により同項に規定する電子情報処理組織を使  
用してした届出及び申請について準用する。

**第一百三十二条** この法律に定めるもののほか、届  
書その他戸籍事務の処理に關し必要な事項は、  
法務省令で定める。

**第九章 詐則**

**第一百三十三条** 第百二十二条の二の規定に違反し  
て秘密を漏らし、又は濫用した者は、二年以下  
の拘禁刑又は百万円以下の罰金に處する。

**第一百三十四条** 戸籍に関する事務に従事する市町  
村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長  
の委託（二以上の場合にわたる委託を含む。）  
を受けて行う戸籍に関する事務の処理に従事し  
ている者若しくは従事していた者が、その事務  
に関する知り得た事項を自己若しくは第三者の  
不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用した  
ときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の  
罰金に處する。

**第一百三十五条** 戸籍の記載又は記録を要しない事  
項について虚偽の届出をした者は、一年以下の  
拘禁刑又は二十万円以下の罰金に處する。外国人  
人に関する事項について虚偽の届出をした者  
も、同様とする。

**第一百三十六条** 偽りその他の不正の手段により、第  
十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五  
項までの規定による戸籍謄本等の交付、第十二  
条の二の規定による除籍謄本等の交付若しくは  
第二十二条第一項の規定による戸籍証明書若し  
くは除籍証明書の交付を受けた者、第二十二条  
の三第二項の規定による戸籍電子証明書提供用  
識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符  
号の発行を受けた者又は同条第三項の規定によ  
る戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提  
供を受けた者は、三十万円以下の罰金に處す  
る。

第一百三十七条 正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第一百三十八条 市町村長が、第四十四条第一項又は第二項（これらの規定を第一百七条において準用する場合を含む。）の規定によつて、期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなくてその期間内に届出又は申請をしない者は、十万円以下の過料に処する。

第一百三十九条 次の場合には、市町村長を十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき。

二 戸籍の記載又は記録をすることを怠つたとき。

三 正当な理由がなくて、届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき、又は第一百一十条の規定による請求を拒んだとき。

四 正当な理由がなくて、戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八条第一項若しくは第二項（これららの規定を第一百七条において準用する場合を含む。）の証明書、戸籍証明書若しくは除籍証明書を交付しないとき、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しないとき。

五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。

第一条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二条 この附則で、新法とは、この法律による改正後の戸籍法をいい、旧法とは、従前の戸籍法をいい、民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律をいい、旧民法とは、従前の民法をいい、応急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第三条 旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。ただし、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、法務省令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならない。

旧法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第四条 旧民法を適用する場合に関しては、新法施行後も、なお、旧法を適用する。

第五条 新法は、新法施行前の届出その他の事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを適用する。

第六条 附則第三条第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在る者の子でこれと引き続き氏を同じくする者の新戸籍に入る。ただし、その子に配偶者は、新戸籍に入れる。ただし、その子に配偶者は、戸籍を同じくする子があるときは、この限りない。

第七条 第十九条第一項及び第九十九条の規定の市町村内に定められたときは、第三十条第二項の規定は、これを適用しない。

第八条 附則第三条第一項の戸籍に在る者で配偶者のある者は、配偶者とともにしなければ、分籍をすることができない。

第九条 応急措置法施行後新法施行前に、応急措置法第六条第二項前段の規定によつて、親権者を定める協議が調つたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、協議を証する書面を添付して、その旨を届け出なければならない。

この場合には、第三十八条第一項ただし書及び第三十九条の規定を準用する。

第十条 応急措置法施行後新法施行前に応急措置法第六条第二項前段の規定によつて、親権者を定めたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、裁判の謄本を添付して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第十二条 第七十一条の規定は、新民法附則第十四条第一項ただし書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者にこれを準用する。

第六十三条の規定は、新民法附則第十四条第二項又は第三項に規定する裁判が確定した場合において親権者にこれを準用する。

第十三条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十四条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十五条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十六条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十七条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十八条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

明治五年太政官布告第二百三十五号（改姓名に関する件）

明治六年太政官布告第二百四十七号（御歴代の御諱及び御名の文字の使用に関する件）

昭和十五年法律第四号（委託又は郵便による戸籍届出等に関する件）

昭和二十一年司法省令第四十七号（昭和二十一年勅令五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く出生及び死亡の届出等に関する件）

昭和二十一年法律第四号は、なお、その例によつては、昭和十五年法律第四号は、なお、その例によつては、昭和三十一年七月一日から施行

第十九条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十一条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十二条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十三条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十四条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十五条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十六条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十七条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十八条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十九条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

2 附則（昭和三七年三月二九日法律第四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年二月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年三月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄



びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなものとみなして、この法律による改正後のおそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第二百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第二百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)  
**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

(施行期日)

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**附 則** (平成二年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第三条** 法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第一百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準整治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（一から二十五まで 略）

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二年一二月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一条、第八十二条及び第八十四条（同法第八十五条において準用する場合を含む。）の届出については、なお従前の例による。

(施行期日)

**第一条** この法律は、戸籍法の一部改正に伴う経過措置

（施行期日）

**第一条** この法律は、戸籍法の一部改正に伴う経過措置

(施行期日)

**第一条** この法律は、戸籍法の一部改正に伴う経過措置

(施行期日)

**第一条** この法律は、戸籍法の一部改正に伴う経過措置

(施行期日)

**第一条** この法律は、戸籍法の一部改正に伴う経過措置

(施行期日)

**第一条** この法律は、戸籍法の一部改正に伴う経過措置

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**附 則** (平成一四年一二月一三日法律第一一五二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一條	この法律は、公布の日から起算して六年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則	(平成一六年一二月三日法律第一 〇号) 抄
(施行期日)	(平成一七年五月二十五日法律第五 一〇二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条	この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。  (罰則に関する経過措置)  <b>第二条</b> この法律は、郵政民営化法の施行前にした行為、この法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵便貯金銀行に係る特定日前にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年五月一一日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の戸籍法（次項において「旧法」という。）第十一条第一項、第十二条の二第一項又は第四十八条第二項の規定によりされた請求に係る戸籍事件及び当該戸籍事件についての不服申立てについては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に旧法第四十八条第一項の規定によりされた請求に係る戸籍事件については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年五月二十五日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一三年六月三日法律第六二号）抄

（戸籍法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行前に生じた事由であつて、第四条の規定による改正前の戸籍法第七十九条において準用する同法第六十三条第一項の規定並びに同法第八十一条及び第八十二条（これらの規定を同法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないとされているものについての届出については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

第一條	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成二六年六月一三日法律第二百四十九号)抄
(施行期日)	
第五条	行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。 (訴訟に関する経過措置)
第六条	この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
2	この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3	不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行前に提起されたものについては、なお従前（罰則に関する経過措置）
第九条	この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行による

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

なお従前の例による。

**附 則（平成二八年五月二七日法律第五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（令和元年五月三一日法律第一七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二十四条、第四十四条及び第八十七条第二項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定（「特例」を「特例等」と改める部分に限る。）第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第二百二十二条の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 略

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第二百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第二百一十八条から第二百三十条までの改正規定、第二百三十七条を改め、同条を第二百三十九条とする改正規定（第二百三十七条を改める部分に限る。）、第二百二十四条を改め、同条を第二百三十六条とする改正規定（第二百三十四条を改める部分に限る。）及び第二百三十

三条を改め、同条を第百三十五条とする改正規定（第百三十三条を改める部分に限る。）

並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

**条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前条第三号に掲げる規定の施行の

（第三項において「第三号施行日」という。）

2 編法（以下「新法」という。）目次中「第百二十二条の三」とあるのは、「第一百二十二条の二」とする。

施行日から前条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新法第二百二十二条中「指定市町村長」とあるのは、「第一百八十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長」とする。

3 第三号施行日から前条第四号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、新法第百二十二条

の三中「第九条第三項」とあるのは、「第四十五条の二第一項」とする。

(電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市町村長の指定に係る経過措置)  
**第三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の戸籍法(以下「旧法」という。)第百一十八条第一項(旧法第四条において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。)は、施行日に新法第一百八十八条第一項(新法第四条において準用する場合を含む。)の規定による指定

を受けたものとみなす。

**第四条**前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（正月丁酉）附則抄  
（令和二年五月二十九日法律第三三

**(施行期日)**

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附見  
令和三年五月一九日法衙第三十七抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 布の日

二 附則第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五项、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。）の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条（五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律別表第一号）第三十五条の改正規定（（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

七  
第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十三条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に「条を加える改正規定を除く。」、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十一条の規定（公布の日から起算して二年を超える）の規定

い範囲内において、各規定につき、政令で定めることとする。

## 第七十一条 (罰則に関する経過措置) この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この

法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、居  
(検討)

出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用

して当該個人を識別できるようするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを

戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について、(資料)第一回、(資料)第二回、(資料)第三回

について検討を加え、その結果に基いて必要な措置を講ずるものとする。

(西暦明治三〇年五月二日法律第四二号) 附則

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日より施行する。

を越えた。い範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)抄  
附則(令和四年六月一七日法律第六八号)  
第一條 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
附則(令和五年六月九日法律第四八号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日  
二 略  
三 第三条中住民基本台帳法第七条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十条の規定  
第五項の改正規定、同法第二十一条の三第三五条の改正規定、同法第三十条の四十一第一項の改正規定、同法第三十条の四十五の改正規定、同法第三十条の五十の改正規定及び同法第三十条の五十一の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条、第六条から第十四条までの規定及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)  
**第六条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行について、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「筆頭者」という）（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号規定期による届出をした者は、第三号規定期による届出をすることができる。  
前項の届出をすることができる筆頭者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について第七条の規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）第十九条の規定による届出をすることができる。

3 日から起算して一年以内に限り、前項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条第一項及び第七百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

4 第一項の届出をすることができる筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

5 一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）  
二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

第六項 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第七項 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、第三号施行日以後に新たに編製される戸籍（以下この条及び附則第十一條において「新戸籍」という。）の筆頭に記載されるもの（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該新戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出をすることができる。

8 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を当該者に係る新戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る新戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条第一項及び第七百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

順序に従つて、前二項の届出をすることがであります。ただし、既に当該新戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

三 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

**第八条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該者の戸籍に記載されている名に係る名の振り仮名の届出をすることができる。

前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の名について一般的の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している名の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

前項の届出をする者は、現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

**第九条** 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下の条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載

するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。）に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

3 本籍地の市町村長は、前二項の場合において、附則第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が使用されると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、氏の振り仮名又は名の振り仮名に代えてそのまま使用している氏の読み方又は名の読み方を示す文字を当該者の戸籍に記載することができる。この場合において、この項の規定により当該文字戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七条第一項及び第一百七条の二の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載に係る文字を氏の振り仮名又は名の振り仮名とみなす。

4 本籍地の市町村長は、第三号施行日後遅滞なく、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により当該者の戸籍に記載しようとする氏の振り仮名若しくは名の振り仮名又は一般的の読み方以外の氏の読み方若しくは名の読み方を示す文字を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。

第十条 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載されたときは、当該戸籍の筆頭者が既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、氏の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般的の読み方以外の氏の読み方を使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載され

3	前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は戸籍の記載事項を一般的の読み方による氏の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。	
4	前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された氏の読み方以外の氏の読み方であつて一般的の読み方以外のものを使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七十七条第一項及び第七十七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。	
5	新戸籍法第百七条の三の規定は、前各項の届出には、適用しない。	
6	第一項から第四項までの届出をしようとする者に配偶者があるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならない。	
7	附則第六条第三項の規定は、第一項から第四項までの筆頭者が当該戸籍から除籍されている場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三号施行日から起算して一年以内に限り、その」とあるのは、「その」と読み替えるものとする。	
8	第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。	
9	第三項の規定により氏の振り仮名又は一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字が記載された戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、新戸籍の筆頭に記載されるものについて準用する。ただし、当該新戸籍が編製される	

日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項から第四項までの届出又はこの条において準用する前条第一項から第四項までの届出がされているときは、この限りでない。

**第十二条** 附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、当該名の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏名の振り仮名並びに現に使用されている氏の読み方及び名の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

**第十四条** 一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、新戸籍法第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とする。

**第二十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 号) 抄

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

第一項民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十

六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

（二の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録され

ている事項の全部を記録した電磁的記録」を加

える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三

号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一項の改正規

定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

（民法第九十九条第二項、第三十三条第一項第二

号、第三十三条第二項及び第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

（民法第九十九条第二項及び第三十三条第一項第二

号、第三十三条第二項及び第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

（民法第九十九条第二項及び第三十三条第一項第二

号、第三十三条第二項及び第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

（民法第九十九条第二項及び第三十三条第一項第二

号、第三十三条第二項及び第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

（民法第九十九条第二項及び第三十三条第一項第二

号、第三十三条第二項及び第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、当該各号に掲げる規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

**第二条** 第三条に規定するもののほか、この法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

**第三条** 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

#### 号) 抄

附則（令和六年五月二四日法律第三三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 第三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

#### 号) 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 第三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

#### 号) 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 第三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

#### 号) 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 第三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

#### 号) 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 第三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる日から施行する。

#### 号) 抄

（施行期日）

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定めたる日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

**第一号** 略

**第二号** 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

**第一号** 略

**第二号** 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

**第一号** 略

**第二号** 抄

（施行期日）